

淡路夢舞台におけるホテル等の運営事業者公募に係るオンライン説明会 質疑応答

NO.	質問	回答
1	公募要領p18の「その他留意事項（１）」について、「ONHMとの契約の解除を行う場合、こちらで手続きを行う」との説明があったが、「こちら」とは兵庫県又は夢舞台社を指すとの理解でよいか。	お見込みのとおり。
2	譲渡対象施設は、ホテル・展望テラス及び国際会議場であり、本公募は当該施設を一括して譲渡するスキームと認識しているが、各施設単体の譲受を希望することは可能か。	ホテル・展望テラス及び国際会議場は一体的な施設であることから、本公募においては一体譲渡を前提としており、特定の施設のみを単体で譲渡することはできない。なお、譲渡後における施設の区分所有等の制約については、現時点で設けていない。
3	公募要領p13 「15 応募の無効（８）」に記載の想定価格は開示されるか。また、開示される場合、開示時期はいつ頃か。	想定価格については、非公表としている。
4	秘密保持誓約書の提出期限は４月３日とのことだが、応募グループでの参加を検討しており、現時点でグループの構成員が決まっていない場合、当該検討中の相手先に対しても秘密保持が必要となるか。	守秘義務対象資料は、秘密保持誓約書（様式Ⅱーア）を提出した者にのみ開示する。仮に、グループへの参画を検討中の事業者への守秘義務対象資料の共有を認めた場合、結果的に当該事業者が参画しなくなったときに、秘密情報の適切な管理が確保されない恐れがある。したがって、守秘義務対象資料を用いて検討を行う全ての者には、検討段階の如何を問わず、秘密保持誓約書を提出を求める。
5	応募グループとして参加する場合は、応募グループを構成する各社それぞれが秘密保持誓約書を提出する必要があるとの理解か。	お見込みのとおり。 なお、秘密保持誓約書に記載のとおり、親会社・子会社等のグループ会社への開示は、秘密情報等の開示を受ける者に、秘密保持誓約書に定める義務と少なくとも同等程度の義務を負わせ、開示先を事前に県側に通知する場合に限り認められる。
6	守秘義務対象資料の開示時期はいつ頃を想定しているか。	秘密保持誓約書を受領後、速やかに開示するよう努める。 なお、随時追加で守秘義務対象資料を開示する可能性がある。
7	本説明会に参加した事業者名の開示はあるか。	開示は行わない。
8	開示を希望する事業者がいた場合も、開示しないとの理解か。	お見込みのとおり。
9	守秘義務対象資料は、秘密保持誓約書提出後に開示される認識だが、当該誓約書の提出前に、資料一覧等を確認することはできるか。	守秘義務対象資料の一覧自体も守秘義務対象に該当するため、当該一覧の事前公表は行わない。